

「垣又はさくの構造の制限」に関する留意事項

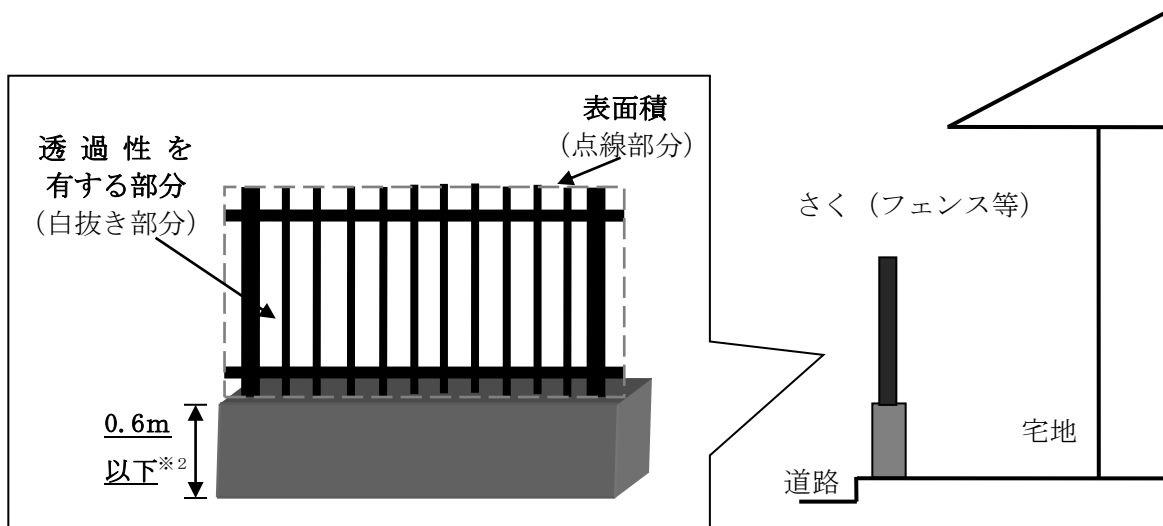
地区計画では、「緑豊かなまち並みによる良好な住環境を形成するため、道路に面する箇所に設置する、垣又はさくの構造の制限」を定めています。

■ 留意事項

- ・ さく（フェンス等）は、高い透過性を有するもの^{※1}とする。

【※1】：さく（フェンス等）を正面から見た表面積のうち、70%以上の透過性を有するものとしています。

- ・ コンクリートブロック塀等は、宅地地盤面（建築基準法の地盤面）から 0.6m以下^{※2}とする。



【※2】：花小金井一丁目地区、鈴木町一丁目恵泉地区では、1.0m以下となります。

注意：制限内容の詳細は、各地区のパフレットにてご確認ください。（下記 地区一覧参照）

【垣又はさくの構造の制限を定めている地区一覧】

『栄町地区』、『小川西町五丁目地区』、『小川町一丁目地区』、『花小金井一丁目地区』、
『鈴木町一丁目地区』、『小平大和線沿線地区』、『鈴木町一丁目恵泉地区』、
『小平都市計画道路3・4・23号国立駅大和線沿線地区』、『小川駅西口地区』、
『小川四番地区』、『小川東町二丁目地区』

問合せ先

小平市 都市開発部 都市計画課 開発指導担当 電話042-346-9829